

法科大学院教育における起案力養成 (1)

——法学未修者の起案力養成と e-ラーニングシステム——

山田 八千子*

I はじめに

本稿「法科大学院教育における起案力養成 (1)」では、中央大学法科大学院の CLS e-ラーニングシステムを用いて、法学未修者 1 年次の法律基本科目の民法の授業の中で、起案力養成を目的として実施した授業実践を紹介すると共に、法学未修者の起案力養成につき e-ラーニングシステムが果たすことができる役割についての若干のコメントをおこないたい。対象授業である民法 II は、契約関係を中心とする 1 年次前期 4 単位必修科目である。扱う範囲は、民法総則の一部、債権総論の一部、契約総論および契約各論である。中央大学法科大学院では、同じく民法総則の一部、債権総論の一部および物権・担保物権を扱う 1 年次前期必修科目 4 単位の民法 I と併せて、民法 I と民法 II の中で、事務管理、不当利得、不法行為を除く財産法の分野を 1 年次前期で学修するカリキュラムの配置となっている¹⁾。

1. 法曹養成と未修者教育

実務法曹として十分な専門的能力を身につけるためには、学術的な知識のみならず、実務家という職業にとっての特有な知識が必要である。そして、知識修得だけでは不十分であり、修得した知識を実際の経験の中で用いるプロセス、すなわち、オン・ザ・ジョブ・トレーニング (OJT) または現任訓練と呼ばれるプロセスも必要である。言い換えれば、①学術的知識、②実務的知識、③オン・ザ・ジョブ・トレーニングという 3 つの次元の異なる要素が専門家としての法曹養成にとって必要なのである。

法曹養成のプロセスの中で、この 3 つの要素がどのように配分されるかは、各国家の制度設計に委ねられている。我が国の司法制度改革の一環として、2004 年度に開始した法科大学院は、法曹養成に特化した専門職大学院として位置づけられているものの、もちろん、これらの 3 つの要素すべてを担っているわけではない。

第 1 に、③のオン・ザ・ジョブ・トレーニ

* 中央大学法科大学院教授、弁護士

ングの一部は、法科大学院におけるエクスターンシップやリーガルクリニックなどの臨床科目で実施されている。これらは、全法科大学院に共通する必修科目ではないから、司法研修所に入所する司法試験合格者全員が履修しているわけではない。オン・ザ・ジョブ・トレーニングは、司法研修所の実務修習において、その一部が、資格を取得した後たとえば弁護士であれば弁護士登録した後に所属する弁護士事務所等において、残りの一部が、おこなわれることになる。

第2に、②の実務的知識については、実務基礎科目としての民事訴訟実務と刑事訴訟実務が全法科大学院に共通する必修科目となっている。したがって、法科大学院で実務的知識が教授されることを想定した制度設計であることは明らかである。しかし、実務基礎科目自体は独立した形で司法試験科目となっていないことには注意が必要である。実際、実務家として必須のものである事実認定を含む重要な実務的知識は、司法研修所でも教授されている。

第3に、①の学術的知識は、法科大学院において中心的に教授されている。いわゆる法学既修者（入学前に法律学の専門的知識を有すると認定された結果として法科大学院の修了年数を2年間に短縮される者）ではなく、いわゆる法学未修者（入学前に法律学の専門的知識を有することなく法科大学院の修了年数3年間に要する者）については、法科大学院こそが①学術的知識を習得する場である。しかも、①学術的知識の基礎となる部分は、

法学既修者と合流する前の1年次の1年間に於いて学ばなければならないという時間的制約も法学未修者に課せられている。

2. 未修者教育における起案の位置づけ

このように、未修者1年次は、学術的な基礎知識を学ぶ重要な場である。1年次の民法を取り上げると、日本の民法典は、民法と同じ基本法である憲法、刑法、訴訟法との対比においても、条文数も多く、取り扱う領域も広大である。にもかかわらず1年次の民法の授業の中で起案力を養成するという機会を設けることは、割かれる時間や学生の費やす労力を勘案すると、1年次に要請される①学術的知識の習得という目標達成との関係で、果たして有益なのだろうか。

もちろん、一定の基礎となる学術的知識がなければ起案させても意味がない、つまりインプットなくしてのアウトプットは意味がないことは前提である。また、当然、限られた授業の時間の中で、知識の伝達・修得に加えて一定量の起案訓練を実施することは、よほど効率的におこなわなければ、必要な知識の伝達・修得すら阻害しかねないといえるだろう。他方、学生側から「書く練習」をしたいという強いニーズがあることも現実である。そして、より重要なのは、起案をするということは、学生の要望に応えるという理由からだけで必要とされるわけではない。実務法曹として要請される、学術的知識のネットワークを頭の中に構築することのためにこそ、言い換えれば、

単なる典型論点暗記型の学修方法に陥らないためにこそ、必要とされるというのが、本授業実践報告の執筆者の認識である。

3. 授業のイントロダクション

こうした認識に基づき、民法Ⅱの授業開始の冒頭にあたって、学生に対し、3つのポイントを伝えている。

司法試験は、専門法曹という実務家養成機関である司法修習所に入る資格を有していることを評価するために設計された試験である。法科大学院教育の最終到達目標はプロフェッショナルとしての知識・技能を備えた専門法曹に育成することであるけれども、司法試験合格という到達目標が、第一次的目標である。そして、司法試験が受験者に対し求めている水準を表すツールとしては、法務省のウェブサイトに掲載される司法試験の出題趣旨がある。そこで、民法科目の出題趣旨を分析した結果として、合格水準の起案を作成するためには、①基本的な知識の理解、②具体的事実を分析しこれを法的観点から評価し構成する能力（いわゆる法的三段論法を含む）、③論理的な表現力が必要とされているとまとめることができるということを学生に紹介する。

続けて、以下の点も伝える。③の「論理的な表現力」は書かなければ身につかないのは当然である。また、②の「具体的事実を分析しこれを法的観点から評価し構成する能力」も、授業の中でレジュメの事例を使い教員が説明したり問答したりしているだけでは必ず

しも十分でない。さらに、実は、①「基本的な知識の理解」でさえも、起案を作成して初めて自分が理解していなかったということが自覚できるということも度々あり、①「基本的な知識の理解」のためにも、起案をおこなうことが重要である。

では、このように起案をすることが1年次の学生にとって有意味であるとするならば、残された問題は、限られた授業時間の中で、教員にとっても学生にとっても起案訓練をどのように効率的におこなうかということである²⁾。そのための方法として実践したのが、CLS e-ラーニングシステムを用いた起案力養成という方法である。

II CLS e-ラーニングシステムについて

1. 中央大学のCLS e-ラーニングシステムの概要

CLS e-ラーニングシステムは、中央大学法科大学院が2015年度に導入したe-ラーニングシステムであるが、それ以前は、後述のように名古屋大学法学部の同種のe-ラーニングシステムを利用して、ほぼ同一の内容を実施していた。本報告執筆者は、2010年頃から、1年次生を対象にして、当該e-ラーニングシステムにより起案力の養成を試みてきた。遡ると、本執筆者の前任校である東洋大学法学部経営法学科において、演習のレポートの作成のために名古屋大学法学部のe-ラーニングシステムを利用することで演習学生

のレポート作成能力が学期の終わりには上昇したという経験から、中央大学法科大学院においても、当該システムの利用を試みたという経緯がある。

2018年度前期民法Ⅱの授業で利用したCLS eラーニングシステムの基本的な仕組みと利用方法は、以下の通りである。

①教員がインターネット上で課題を提出する、②学生は課題の答案・レポート等をテキスト・ファイルあるいは添付ファイルによりインターネット上にアップロードをする、③学生側は自分以外の他の学生の複数の答案等（通常は7通前後）に対し投票をするという形で相互評価をおこなう。④教員は、学生の相互評価を締め切った後、学生の提出物に対し採点後に成績を表示しコメントを付してインターネット上に公開し、場合によってはサンプル答案も公開する。これらの①から④のプロセスは、すべてインターネットの画面上でおこなうことができる。

②で学生が提出したデータ上に名前を記載することも可能であるけれども、名前を記載しないときには匿名の形で学生間の相互評価が可能であり、成績の公開も提出データの匿名性を維持したままおこなうことができる。また、学生の相互評価は、学生が答案等につき1位と2位を選択すると、1位には2点、2位には1点が自動的に配分され合計点がインターネット上に示されるという形でおこなわれる。

これらの一連のプロセスが、すべてネット上でおこなわれるだけでなく、提出した課題

や解説、答案コメントすべての成果物は、後で紹介するように、ネット上で一覧性をもって、授業終了後でも容易に閲覧ができる。また、③の学生相互評価を実施した場合には、教員が学生の投票を集計したり、教員が学生の答案を匿名化したりコメントをつけてPDF化したりするなどの作業も一切不要である。このように、ICTを用いて答案等の匿名化ができるし、投票・集計をおこなうことができるというのは、本eラーニングシステムの際だった特徴である。投票については、ICTを用いたグループ化も重要である。教員がシステム上で任意設定したグループ数に応じてアトランダムに学生の答案等が振り分けられ、特定グループ内の学生間の評価が可能となるシステムである。このことが意味しているのは、学生にとってはクラス全員の答案を読む必要がなく、教員にとっては手作業でアトランダムに答案を抽出する必要はなく、学生の相互評価が高い答案を重点的に読んだり、あるいはこれらを例にとって説明をしたりすることができるという利点があるということである。

学生間の相互評価の重要性については、いわゆる模範答案だけではなく、同じ学修をしている学生同士の実力を知り自分の学修到達度を客観化するという意味でも重要であるし、他人に評価されるという緊張感が上達を早める可能性もある。これに対し、匿名化の必要性については議論があるところかもしれない。たとえば、学生の自主ゼミは、匿名化せず学生相互の評価をおこなうすぐれた仕組みであ

る。しかし、記名の状態で自らの答案をクラス内に公表することに躊躇を覚えるということもありうるのであって、1年次とりわけ前期の段階では広くクラス内の答案をみることができると有することは重要であると考える。

2. 2018年度民法ⅡにおけるCLS eラーニングシステムの利用

以下、主として、学生画面に基づき、利用手順の概略を説明する。

(1) CLS eラーニングシステムへのログイン

サイトのアドレスは、<https://koguma.cls.ic.chuo-u.ac.jp/>である。図1の中央大学法科大学院のウェブサイトのtopページの左側メ

ニューバーのCLS eラーニングシステムのロゴから、ログイン画面に入ることができる。C Plus という通称の中央大学法科大学院のポータルサイトのtopページからも、CLS eラーニングシステムのログイン画面に入ることができる。ログイン画面にIDとPWを入力することでログインができる。

(2) CLS eラーニングシステムの民法Ⅱの課題一覧画面

学生がログインした後のトップ画面には、択一問題練習コースなどの複数のコースが並んで表示されており、その中から民法Ⅱというコースを選べば、次頁図2の課題一覧画面が表示される。

2018年前期の民法Ⅱの授業では、CLS eラーニングシステムを用いて、図2のように、

図1 中央大学法科大学院ウェブサイト (一部)



図2 課題一覧画面

The screenshot shows the C L S e-Learning System interface. At the top, there is a navigation bar with 'ホーム' and '「2018年度民法II(31組) クラストップ」'. The user is identified as '山田 八千子 <AA0459>'. On the left, there is a calendar grid for the month of May, with dates 7 through 31. Below the calendar, it says 'イベントはありません' and 'more...'. The main content area is divided into several sections: '進捗率' (Progress Rate) with a progress bar at 0%; '教科一覧' (Subject List) with the message '登録されている教科がありません。'; and '課題一覧' (Assignment List) which contains a table of assignments.

課題タイトル	提出開始	提出期限
2018年4月25日授業内実施起案	2018/05/09	2018/05/09
20180531問題2-1 (94条2項類推 本人外観作出型)	2018/06/02	2018/06/30
2018年5月31日出題 2-2 415の債務不履行の要件	2018/06/02	2018/06/30
2018年5月31日出題 債務不履行416条の損害賠償の範囲	2018/06/02	2018/06/30
中間試験	2018/06/06	2018/06/25

図3 課題画面

The screenshot shows the details of a specific assignment. The title is '20180531問題2-1 (94条2項類推 本人外観作出型)'. The interface includes tabs for '課題' and '投票', and buttons for '課題の提出' and '提出課題の確認'. The main content area is a table with the following details:

課題文	<p>起案練習問題2-1 (2018年5月31日実施)</p> <p>以下の問題に解答せよ。</p> <p>*冒頭に問題2-1と記載すること。答案用紙は表紙面(1頁と2頁のみに記載すること)</p> <p>Xは、自己の所有するX名義マンション甲について、財産隠しのため、同居の弟Aに無断で、移転登記に必要書類を整えた上、A名義へ登記を移転した。Xは、Aへ登記を移転したことをAに隠しておいた。しかし、まもなく、Aは、これに気がつき、自己に名義があることを好都合として、事情を隠し、友人Yに対し、甲を、1000万円で売却し、代金を受け取り、Yへ登記を移転した。その直後、Xは、Y名義の登記に気がついたため、Xは、Yに対し、所有権に基づく妨害排除請求権として、A Y間の移転登記の抹消を請求した。</p> <p>XのYに対する移転登記抹消請求権が認められるか否かについて、Yの反論をふまえて、論じなさい。</p>
課題のダウンロード	問題と解説とサンプル答案 2-1.docx
課題添付ファイルタイトル	問題と解説
提出日	
成績	
コメント	
評価	基礎知識
	法的三段論法
	文章力

合計3回5問の問題を実施した。図2に記載の課題は、授業の進行に従い教員により設定されたものである。

さて、学生は、課題一覧の特定の課題タイトルを選び、前頁の図3の課題画面へと移行する。教員は、図3の課題画面のように、課題文を画面上に書き込むこともできるし、添付ファイルにて資料を添付することもできる。

学生が課題提出をする場合、図3の左上の課題の提出の表示をクリックすると、課題提出画面へと移行する。課題提出画面の図は記載していないが、当該画面には、テキストを記入したり貼り付けたりできる欄が設けられている。また、添付ファイル (Word, PDF等) の提出も可能である。なお、図3については、課題提出が締め切られた画面をキャプチャーしたために、図3の左上の課題提出の表示は薄くなっているが、提出期間中は、表示が明示されている。

(3) 投票箱の設定

教員は、学生答案等の提出状況を確認することができ、学生答案等に教員の評価として成績やコメントを記入することができる。また、教員は、次頁図4の投票画面のように、学生の相互評価のために、「投票箱」と名前がつけられた仕組を設定して、学生に提供することができる。教員側は、この投票箱を設定するとき、投票するそれぞれのグループに何人の学生を割り当てるかを設定することができる。たとえば1グループを7人と設定すると、課題を提出した学生は自分を含まない

7人の答案等を読んで投票することができる。なお、課題の提出をしなかった者がいる場合であっても、投票をおこなう権限を課題提出者以外にも付与することで、クラス全員が投票することができる。図4は、すでに投票が終了しているためステータス欄が終了の表示とされているが、投票中は、ステータス欄は投票中と表示され、「投票する」をクリックすることで、グループの全答案を確認して1位2位を画面上で印をつけることができる。この操作は極めて容易である。

投票が終わった投票結果画面が次頁の図5である。図5の画面上で表示されるのは上位3名のみであるが、グループ全員7人の一覧表示もできる。

(4) 教員側の画面と作業

教員側は、学生用の画面である次頁の図5のような匿名化された画面ではなく、学生名の記入された画面を見ることができる。教員は、成績 (図5の成績は10点満点) と共に文章でコメントを記載することができるし、任意に設定する項目 (図5では基礎知識、法的三段論法、表現力) を5段階等の数値で評価することが可能である。

教員のみが見られる画面は、次頁の図6の課題提出一覧画面 (教員用) と次々頁図7の投票成績一覧画面 (教員用) である。

まず、図6では課題提出一覧を見ることができる。課題提出者の一覧の他、未提出の者が誰かについても閲覧することができる。

また、教員は、図7のような投票成績一覧

図4 投票画面



図5 投票結果画面



図6 課題提出一覧画面 (教員用)



図7 投票成績一覧画面（教員用）

非表示	ユーザID	氏名	グループ	提出状況	成績	得票数	順位	投票
<input type="checkbox"/>	1331131009J	中央 太郎	5	済	46	2	4	○
<input type="checkbox"/>	1431132001F	中央 太郎	2	済	49	4	1	○
<input type="checkbox"/>	1431132002D	中央 太郎	4	済	55	4	3	○
<input type="checkbox"/>	1431132004K	中央 太郎	4	済	58	5	2	○
<input type="checkbox"/>	1431132005I	中央 太郎	4	済	48	0	4	○
<input type="checkbox"/>	1431132006G	中央 太郎	5	済	49	5	1	○
<input type="checkbox"/>	1431132007E	中央 太郎	4	済	39	0	4	○
<input type="checkbox"/>	1431132009L	中央 太郎	5	済	55	4	2	○
<input type="checkbox"/>	1431132010J	中央 太郎	1	済	47	0	4	○

画面を見ることが出来る。投票成績一覧は、特定の学生について、成績のみならず、投票したかどうか、投票数、どのグループに属したか等の情報も見ることができる。成績と投票数の相関関係が一覧できることも教員にとっては有益である。とりわけ解説を公表した後であるにもかかわらず教員による成績評価が低く学生の投票数は高い答案については、学生が解説を理解していないなど、解明すべき原因が含まれているからである。

なお、民法Ⅱの教員の画面は、匿名化されていないため、図6と図7は、中央大学法科大学院教育支援室作成のCLS eラーニングシステムのマニュアルから借用している。

3. CLS eラーニングシステム導入の経緯

中央大学のCLS eラーニングシステムは、2014年度のFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動としての中央大学教育力向上推進事業において「法曹養成のための多方向型教育の推進」として採択された事業の一環として中央大学法科大学院に導入されたシステムである³⁾。しかし、冒頭で述べたように、そのベースは名古屋大学のポータルサイトにある。

中央大学法科大学院においては、発足から間もない頃、未修者の択一試験学修用に使うことを目的として、1年次のみを対象として、名古屋大学による理解度確認システム（学ぶ君システム）を導入した⁴⁾。この学ぶ君シス

テムは、名古屋大学におけるインターネット上の学修ポータルサイト（通称シラバスシステム）の一環であり、学ぶ君システムの利用権限を取得することにより、名古屋大学の学修ポータルサイト全体を利用することができた。このシラバスシステムの中に、名古屋大学法学部教員が中心になり開発された「投票システム」（全員参加型実習／評価投票システム）が含まれていたのである。なお、この「投票システム」自体は、投票システムのプログラムと共に公開されている⁵⁾。CLS eラーニングシステムは、名古屋大学が実施した「投票システム」を基礎としており、一部を本学の状況にあわせて修正を加えたものである⁶⁾。

Ⅲ 実施授業内容について

1. 起案実施概要

起案実施の概要は以下の通りである。

(i) 起案回数

合計3回5問（1回分は3種類の問題を準備した。）

(ii) 実施日

2018年4月25日、5月31日、6月6日

(iii) 実施形式

授業時間内に事例形式の問題を出題する。参照は条文のみ。

2. 個別授業内容

(1) 第1回実施起案について

2018年4月25日実施の第1回起案（20分）は、クラスの学生全員答案をアップ、授業終了後に解説を配布し、その後投票させ、添削した答案を返却し、投票結果をふまえて、講評をおこなうという形で、Ⅱの①～④のプロセスすべてを実施した。

3回実施した起案のすべての問題文は、紙幅の関係上掲載することができないが、この第1回起案の問題文は、実施形式の参考のために以下に掲載する。第2回と第3回も、問

第1回起案の問題文

以下の事案を読んで設問に解答してください。なお解答用紙の追加はありません。

【事案】Bは、甲絵画を所有しているAから、甲を購入した。Bは、甲購入に当たり、甲絵画の売買契約書の代金額欄に100\$（ドル）と記載するつもりで記載を誤り100€（ユーロ）と記載した上、売買契約書に署名捺印した。その後、Aも、同売買契約書に売主として署名捺印した。代金は甲引渡より先に履行するという合意がAB間であるとする。売買契約当時、€は\$より価値が高いとする。Bが記載を誤ったことについて、Bに重過失はないとする。

設問 Aは、Bに対し、甲絵画の代金として100€の支払いを請求した。Bが代金100€の支払い義務を負うかについて、Bの反論をふまえて、検討しなさい。

〔再掲〕図 3

20180531問題2-1 (94条2項類推 本人外観作出型)	
20180531問題2-1 (94条2項類推 本人外観作出型)	
課題 投票	
課題の提出 提出課題の確認	
課題文	<p>起案練習問題 2-1 (2018年5月31日実施)</p> <p>以下の問題に解答せよ。</p> <p>*冒頭に問題 2-1 と記載すること。答案用紙は表紙面 (1頁と2頁のみに記載すること)</p> <p>Xは、自己の所有するX名義マンション甲について、財産隠しのため、同居の弟Aに無断で、移転登記に必要書類を整えた上、A名義へ登記を移転した。Xは、Aへ登記を移転したことをAに隠しておいた。しかし、まもなく、Aは、これに気がつき、自己に名義があることを好都合として、事情を隠し、友人Yに対し、甲を、1000万円で売却し、代金を受け取り、Yへ登記を移転した。その直後、Xは、Y名義の登記に気がついたため、Xは、Yに対し、所有権に基づく妨害排除請求権として、A Y間の移転登記の抹消を請求した。</p> <p>XのYに対する移転登記抹消請求権が認められるか否かについて、Yの反論をふまえて、論じなさい。</p>
課題のダウンロード	問題と解説とサンプル答案_2-1.docx
課題添付ファイルタイトル	問題と解説
提出日	
成績	
コメント	
評価	基礎知識
	法的三段論法
	文章力

題文が長くなって扱うべき論点が増えるが、基本的な枠組みは同じである。

問題は、授業時の配布レジュメに記載している内容であり、第1回目ということもあり、判例・学説の見解が分かれる論点ではなく表示の錯誤を素材に民法95条の条文の操作を聞く基本的な問題である。しかし、いわば準法学既修者（法学部出身で教養学としての法律学の勉強を法学部時代におこなっているため法学既修者に準じる者）の中にも、基礎事情の錯誤として記述する起案も相当数あった。なお、はじめて法律学の起案をする者もいるため、項目の表示の仕方のような形式面についても講評した。

(2) 第2回実施起案について

それまでの授業の復習として3種類の内容の起案（解答時間30分）を同時に、別々の学生に対し実施した。問うている領域は、民法94条2項類推適用、民法415条（いわゆる履行補助者としての第三者の故意過失による損害発生）、民法416条損害賠償の範囲である。いずれも典型的な問題であって、ことさらに難しいものではない。

2018年5月31日実施の第2回起案（30分）は、中間試験の直前であり、本稿Ⅱの①②③④のプロセスすべての実施はできなかった。図3の「課題のダウンロード」のように、問題文、解説および学生のサンプル答案は、

図8 投票画面



図9 投票結果画面



CLS e-ラーニングにアップしたものの、図8「投票画面」で示しているように投票箱は設定していない。答案の添削については全員に実施した。

(3) 第3回実施起案について

第3回については、中間テスト（50分）

を素材とした。〔設問1〕および〔設問2〕の2つの設問を用意したが、問題は第2回起案で扱った範囲を取り扱った。中間テストについても、第1回起案のように、本稿Ⅱの①～④のプロセスすべては実施できなかった。第2回起案と同じく問題文、解説はCLS e-ラーニングにアップし、加えて、図9のよう

に投票結果画面を用いて、成績優秀者の問題文のサンプル答案を抽出し、教員側で投票箱機能を用いて投票し、投票結果画面のページで閲覧ができるようにした。添削希望者には答案をデータとして送付してもらい添削して返却をした。答案は、PDFではなくテキストで提出してもらった形とした。

(4) 中央大学法科大学院のeラーニングシステムについて

中央大学法科大学院のポータルサイトCPlusには、本eラーニングシステムと互換的な機能を有する相互講評型のものはない。

IV ま と め

以上、法学未修者1年次の法律基本科目の民法の授業の中で、起案力養成を目的として実施した授業実践を紹介した。本来は、すべての回でⅡ①～④のプロセスを実施したかったけれども、授業内で扱うべき学術的な基本的知識の量も勘案して、実現することはできなかった。しかし、CLS eラーニングシステムを利用することにより、このシステムを利用しなければ、実現できない、あるいは物理的には実現できるにしてもコストのために執筆者自身は実施しないであろうこと—学生の相互評価や複数のサンプル答案の公表—が、教員側のコストは少なく実施できたと考える。なお、前述Ⅲ2.(4)で言及したように、中央大学法科大学院のポータルサイトCplusには、インターネット上で提出された個別学生の答

案を添削する一対一対応のシステムは備えられているが、CLS eラーニングシステムと互換性のある機能は備わっていない。この点で、CLS eラーニングシステムは、起案の書き方に慣れていない未修者にとっては、限られた授業時間の中で、教員にとっても学生にとっても起案訓練を効率的におこなう一つの有益な方法であろう。

しかし、他方で、CLS eラーニングシステムには、幾つかの問題点がある。システムを維持する予算と事務処理上のコストという教育面以外の問題に加えて、教育面での主たる問題として、相互評価のための投票に関連する2つの点が重要である。1つ目は学生が答案をアップする際の負担と匿名化の問題であり、答案をPDF化してアップすれば学生には負担はないが匿名化が不十分であり逆にテキスト化すれば完全に匿名化されるがテキスト化する学生負担が重くなる。2つ目は投票のグループ化による成績の偏りである。図5をみるとわかるように、2つのグループしか作らなかったにもかかわらず、一方の成績優秀者が固まってしまったが、これを解消することは難しい。

以上の点を考慮に入れて、さらに起案力養成のための授業実践について考えていきたい。

注

- 1) 2018年度の民法の授業においては、改正民法施行前であるけれども司法試験受験時の適用法を勘案して改正民法を用いておこなった。本文中で「民法」の記載は改正民法であり、条文も

いずれも改正民法のものである。

- 2) 授業時間以外の課外の学修等として、学生の自主ゼミを支援することや基本科目担当教員以外の実務家等による課外講座などの方法もありうるが、本稿は、授業担当教員が自ら実施する起案力養成に絞って検討する。
- 3) http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/fd/educational_power/ 期末試験法曹養成のための多方向型教育についての詳細は、本ウェブサイト参照。なお中央大学教育力向上推進事業との関連で、できるだけ広汎な利用者を確保するため、全法律基本科目の定期試験において、CLS e-ラーニングを利用した。本授業実践報告で示すように、期末試験よりむしろ授業期間中に実施する方がより効率的であるという印象がある。なお、中央大学教育力向上推進事業予算

執行年度終了等に伴い、2018年度末で中央大学CLS e-ラーニングシステム運用は終了することになっている。

- 4) 千葉恵美子・松浦以津子・富崎おり江・小村道昭・松浦好治編「法科大学院教育における理解度確認システム（学ぶ君システム）の開発—法的知識・法的分析・推論能力の向上を目的として—」メディア教育研究第4巻第3号。
- 5) 加賀山茂・松浦好治編『法情報学 第2版 ネットワーク時代の法学入門』（有斐閣，2002年）229-239頁参照。
- 6) 中央大学における名古屋大学のシラバスシステムの利用は、CLS e-ラーニングシステムの導入と共に重複した内容になったため契約を終了した。